

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和四年七月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

		施設の開設主体及び名称		所在地	
旧	新	旧	新	旧	新
社 特別養護老人ホーム 社会福祉法人 桐和会	社 特別養護老人ホーム 社会福祉法人 桐和会 の杜 見沼	社 特別養護老人ホーム 社会福祉法人 桐和会	社 特別養護老人ホーム 社会福祉法人 桐和会 の杜 道合	埼玉県川口市道合千三百十八番一	埼玉県さいたま市見沼区東宮下八百八十三番地一